交通量の激増にともない交通事故も増加の一途をたどっています。

去る七月十日「交通安全県」が宣言され、全県民が交通事故「ゼロ」を期して黙とうを捧げましたことも御承知の通りであります。

交通安全協会岩室支部では村民が力を合わせて、交通安全を図り事故絶無を期すため七月二十一日「交通事故防止座談会」を開催した講師に巻警察署長及関係課長を、参会者は村長外四十九名が熱心に研究討議し、大きな成果を挙げた。

以下その大要を発表し交通道徳の昂揚を図り事故防止の一助にしたいと考えます。（以下敬称略）

○運転者へ一般歩行者として望むものに

農協組合長後藤由郎

事故防止はお互に法規を尊守する外にない。

婦人の事故が少ないのは注意が充分であることからだ

1. 無謀運転はやらない。
2. 飲酒運転は絶対にやらない。

自転車でもわかる通りである。

3. スピード違反はやらない
4. 交通道徳を身につけるよう希望する。

遅や、ほこり等かけて平気でいる人がいる。

婦人会代表後藤さゆ

一口に言えば、交通規則を守ることで、事故はなくなる道法の精神を持っていただきたい。

1. スピードの制限について充分考えたい。よく若い人のスピードについては、これを英雄視しているのではないか。スリルを味うためのものか。
2. 歩行者優先と法で示されている。充分考えてもらいたい。
3. 無免許、居眠り運転等での事故が多い。何物にもかえがたい命を大切にするように願いたい。
4. 道義的であってもらいたい。（泥や砂利等による被害について）

岩室小学校長伊藤栄精

1. 学校前は除行願いたい。
2. 夜間のすれ違いの場合は減光等励行願いたい。

トラック、バイク等特にお願いしたい。

3. 安全協会に希望するものとして、校門前に横断標識（白線等）注意標識等を設置願いたい。
4. 運動場内は安心して子供が遊べるよう、通行制限か、他の対策により、通行しないよう処置願いな

（グランド内に道路あり）

学校教員有坂先生

自分の立場から常に感じていることについて。

1. 道路横断は直角に登下校時特に目につく子供も大人も守りたいものだ。
2. 親達が法規を守らないのではないだろうか、左側通行であり、右側自転車である。学校と父兄と手をつないで子供をみちびきたい。
3. 運転者はスピードに注意し、除行運転は確実に、一般歩行者は急な進行方向の変更の場合でも、前後に充分注意されたい。

交通事故を絶滅しよう

交通事故防止座談会から

○運転者より一般歩行者に望むもの

金子博（岩室）

私は車に乗っているが走ることよりも、いかにして「人に踏みつぶされないか」に苦労している。

一般の人々には法規に暗い充分の研究が望ましいことと、人命尊重について再確認願いたい、車をよけるにも、右や両側や、どちらへよけるか迷ってまごまごしている人もいる。全般的に

1. 安全思想の昂揚
2. 法規の厳守と尊重

交通安全協会に望むものについて

1. 事故原因の探究と対策
2. 村内の平安全個所の明示とその対策
3. 法規に対する研修と、上旨に対する意見の具申

村に希望するものとして遠かに、村として安全宣言を実施されたいこと。

村議藤沢祐三

運転者の中にも違反者はいることは私も認めますが、それは全部ではなくごく一部の人々であるということも認めていただきたいのですが。

重復するようであるが毎日目につく具体的なものについて申上げたい。

○通勤時中学生がいつも一緒であるが、女子中学生女子高校生は少々男生徒よりずるいのではないだろうか、警笛がきこえないわけではないが、三、四人並列で歩きながら仲々注意しない、事故の原因になりかねない。

○バス等より降る人についてバスが動かないうちに車の前後をすぐ横断する人があぶ。走ってくる車を確認してから横断したい。

○子供の横断について

○光づ自分を守ることに熱心であること、これで解決すると思う。

先般配布された交通のしおり等で、家庭内に常にその話題を持ち込む話合の場とすることであると思います

又**佐藤村長**は、当村も交通安全宣言の村として発足したい旨述べ、これは有意義な事業と考えられるので、道路標識や道路整備等についても充分考慮したい。

幸い藍沢議員も出席されておられますし、安全協会の皆さんと協議の上事業を進めたいと結ばれた。以上で意見発表終了し諸種交通課長より話に出た関係法規（歩行者優先、除行等々につき最近の事例を示し説明、自由討論約四十分後まとめとして会議を司会した支部長より次のように

○法をおぼえよう、まもろう、これに集約できると思うが、このことから事故をなくしたい。

安全協会では春秋二回法令等の講習会を開くので一般歩行者もとも共受講して事故を絶滅しよう。

各団体では機会ある毎にこのような討論がなされるようお願いしたい。

警察係官より

1. 事故防止の第一は、交通道徳を昂揚すること、これは家庭内から、子供に対しては親が模範であれ
2. 事故の多い場合は、軽少のものでも必ず相手の人及車は承知して貰きたいし、届出の勧有警察署長のお話は省略します。

ママさんコーナー

乳児検診をやりました。これは、赤ちゃんが、正常に発育しているかどうかをみるために行なうのですが、集った赤ちゃんをみると、皆、生れた時は平均より大きいのに、月がたつにつれて、育ち方が悪くなっておりますお母さん方が忙しすぎるということも原因しているのでしょうが、もう一度育児について考えてみる必要があるのではないでしょうか？そこで、今月から、赤ちゃんの発育と育て方について、月を追って御一緒に勉強して参りたいと思います。

生れた時から

満一カ月まで

○生まれた時の標準体重は、男子三、一キロ、女子三キロで、一日大体三十グラム位づつふえます

○生まれて四、五日の体重は、減りますが、これは生理的のものですから心配ありません。

○二週間たっても体重が恢復しない時、お乳不足かもしれませんし、四週間近くになるのに黄疸がとれないは時は何か異常があるといけないので医師にみていただきましょう

母親が病れている時夜ふけて眠い時の添い寝、添い乳は危険ですからやめましょう。

夏はアセモのできやすい時ですいつも皮膚を乾燥させておきましょう。

ベビーパウダーのつけすぎは汗線を防いで、全身にアセモを増やしますから、パウダーを軽くふきとっておきましょう。

あつい時のオムツカバーは雨ガッパを着たようなものです。むれておしりがただれます。

ミルクは一年中体温程度がよいということはありません。あつい時には赤ちゃんも冷たいものが欲しいのですから、水道の水位の冷たさにすることも考えてみましょう。

みんなで育てよう

青少年保護育成条例の解説　②

（適用上の注意）

第四条　この条例は、青少年の健全な育成を図るために必要最少限度において適用すべきであって、その運用に当っては国民の権利及び自由を不当に侵害しないように留意しなければならない。

「要　旨」

1、本条は、この条例を解釈し、適用するうえの注意を与えた規定です。

2　本条例は、その運用にあたってはこれを拡大解釈しないことが極めて必要なことであって、これに便乗して、憲法で保障されている言論、思想、学問、表現の自由と権利を不当に制限することのないよう特に規定されたものです。

（定　義）

第五条　この条例で「青少年」とは、小学校就学始期から十八才に達するまでの者（婚姻した女子を除く）をいう。

2　この条例で「保護者」とは、親権を行なう者、後見人、雇用主、その他の者で、青少年を現に監督保護する者をいう。

「要　旨」

本条はこの条例でいう「青少年」と「保護者」の定義を明らかにしようとするものです。

（興行の指定及び観覧の制限）

第六条　何人も、映画、演劇、演芸及び見せ物等（以下「興行」という。）の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するものを、青少年に見せないように努めなければならない、著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの。

二、著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの。

2　知事は興行の内容が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その興行を観覧制限興行として指定することができる。

3　前項の指定は、新潟県報に告示して行なう。ただし、必要があると認めるときは、興行を主催する者に対する通知によって行なう

4　第二項の規定により指定された興行の主催者は、入場者の見易い箇所に指定のあった旨を掲示し、その興行を青少年に観覧させてはならない。

5　知事は第二項による指定をした興行の内容が指定の理由に該当しなくなったと認めるときは、その指定を取り消さなければならない。

6　第三項の規定は、前項の規定による取消しの場合に準用する。

「要　旨」

本条は、青少年の健全育成に有害と認められる興行について、その指定と指定された興行を行なう者の遵守事項を規定したものです。

（図書の指定及び販売物の制限）

第七条　何人も、書籍、雑誌、その他の刊行物（絵画写真を含む。以下「図書」という。）の内容の全部又は一部が前条第一項各号のいずれかに該当すると認められるものを青少年に読ませ、若しくは見せ、又は販売、頒布、交換、貸付け等をしないように努めなければならない。

（以下省略）

「要　旨」

本条は、前条と同じ趣旨における図書に対する規定です。

（つづく）

改善された国民年金

軍人の恩給や年金をもらっている年寄にも支給される。

軍人の恩給や年金をもらっているおじいさん、おばあさんは七十才になっても国民年金の支給を停止されていましたが、それが改正されて今度から支給されることになりました。そのほかに改正された主な点は次のとおりです。

◎保険料免除にも国庫負担がつく

生活保護を受けているとか所得が少ないなどの理由で保険料を免除された人には、保険料を納めた人と同額の百円納めるべき人には五十円、百五十円納めるべき人には七十五円を国が積立てて、将来の給付に備えています。

◎本人の所得制限の緩和

今までは十三万円以上の所得のあるときは年金の支給が停止されていましたが、それが十五万円までの人に支給されるようになりました。

◎配偶者の公的年金受給による制限の廃止

今までは、配偶者が恩給や年金を六千円以上もらっていると、片方のとしよりは国民年金を六千円差引かれ六千円しかもらえませんでしたが、これが廃止されて全額の一万二千円が支給されるようになりました。

◎子供の加算額引上げ

夫に死別した母子家庭に支給される母子福年金は、母と子一人で一万二千円、子二人の場合は二千四百円を加算して一万四千四百円と二人目からは一人につき二千四百円が加算されましたが、今度から加算が四千八百円になって母と子二人の場合は、一万四千四百円が一万六千八百円に改められました。母と子三人の場合は二万一千六百円となります。

なおくわしいことは厚生課へお問い合わせ下さい

住所の変った場合はまず届出（転入、転居）を

本年は住民登録法施行一〇周年に当ります。

住民登録は、人と人との関係や、人と住所との関係などを公証し、日常生活の利便を計ることで、昭和二十七年七月一日、住民登録法が施行され、本年で一〇周年を迎えました。この制度は戸籍と共に、直接住民につながり、非常に重要な役割りをしめております。

住民簿に登録されてある人は、選挙人名簿や、学令簿に登載され、住民票謄、抄本の交付による自動車免許の取得や、印鑑証明書の交付など、各種々に利用されております。又、その他いろいろの行政資料に利用される事はいうまでもありません。

このように住民票は、広い範囲に利用され、住民登録の重要性は、非常に大きなものであります。

ではどのような場合に届出をすればよいかをお知らせしましょう。

一、転入届

他の市町村から、岩室村へ転入した場合及び、岩室村から他の市町村へ転出した場合に、住所を定めた市町村役場へ十四日以内に届出なければなりません。

二、転居届

村内において住所が移転した場合には、十四日以内に届出が必要です。

三、変更届

世帯主が変更した場合又は、死亡した場合には、前と同様に十四日以内に届出なければなりません

これらの届出には、世帯主が印鑑を持参の上、市町村役場の窓口へ届出ることになっております。

住民登録施行一〇周年に当り、今一度自分の住所を確認し、住所の変った場合には、届出を忘れずに行ない間違いのないように致しましょう。

岩室山岳会が発足

七月二十五日弥彦山頂で

山を愛好する一村民からの投書で動き出した、岩室山岳会設立の機運が急速に高まり、去る七月十四日夜、岩室中学校での集会を機会に、四名の設立発起人を選任し、検討の結果、七月二十五日弥彦山頂松明登山を期して発足、当日は山頂で経過報告、会則の審議をなし、初代会長に菅井憲氏を万場一致で選任した。

ついで、日本山岳会越後支部長藤島玄先生、花井繁光先生から、夫々岩室山岳会発足を機に、前途を祝す力強い祝辞をいただいた事は、会員にとって、この上ない喜こびであった。

又、八月一日岩室支所で、第一回集会を開き、今後の運営面等について協議、登山計画を次の通り立案し、一般愛好者へも呼び掛け、多数の参加者を望んでいる

尚申込みはいづれも公民館宛連絡下さい。

○八月十四日～十七日

上高地、槍、穂高縦走

（委細は申込者宛連絡いたします）

○八月二十六日（日曜日）

弥彦裏山道開通登山

（現在工事中であるが十五日迄に完成の予定）

午前十時迄に弥彦神社大鳥居前集合、神社へ参拝ののち、登山道コース、滝沢コースに分かれて登頂、展望ビルへ集結、改修された銅山コースを下り、間瀬支所で反省会を開き、解散する。

○十一月三日、四日

清津峡～湯沢コース

（委細は次号で連絡いたします）

第二回目の集会が八月三十一日夜、岩室支所で開かれて、上高地、槍、穂高縦走、滝沢コースに分かれて登頂、展望ビルへ集結、改修された銅山コースを下り、間瀬支所で反省会を開き、解散する。

○十一月三日、四日

清津峡～湯沢コース

（委細は次号で連絡いたします）

○八月二十六日（日曜日）

弥彦裏山道開通登山

（現在工事中であるが十五日迄に完成の予定）

午前十時迄に弥彦神社大鳥居前集合、神社へ参拝ののち、登山道コース、滝沢コースに分かれて登頂、展望ビルへ集結、改修された銅山コースを下り、間瀬支所で反省会を開き、解散する。

○十一月三日、四日

清津峡～湯沢コース

（委細は次号で連絡いたします）

第二回目の集会が八月三十一日夜、岩室支所で開かれて、上高地、槍、穂高縦走